

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第十二号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例（昭和三十五年聖籠町条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（個人の町民税の税率の特例等）

第二十五条 平成二十六年年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第十九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額に五百円を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。